



介護 みんなで支える介護保険 No129

問 保健福祉課 介護保険係
☎476-1111(136)

◆介護保険料の本徴収について

≪10月から本徴収が始まります！≫

65歳以上の方の介護保険料は、納期（納めていただく時期）を年6回にわけて、1期あたりの負担が重くならないようにしています。4月・6月・8月を仮徴収期間とし、10月・12月・2月を本徴収期間としています。（計6回）

仮徴収は前年度2月の保険料を参考にしていますので、所得確定後の本徴収の保険料は仮徴収の保険料から増減することがあります。

| 前年度 | | | 当年度 | | | | | |
|-----------|-----|----|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 10月 | 12月 | 2月 | 4月 (第1期) | 6月 (第2期) | 8月 (第3期) | 10月 (第4期) | 12月 (第5期) | 2月 (第6期) |
| 前年度の本徴収期間 | | | 仮徴収期間 | | | 本徴収期間 | | |

≪大崎町の介護保険料≫

第1号被保険者の介護保険料は『第5期介護保険事業計画』の中で見込まれた介護給付費などを考慮して、平成26年度までの基準額を決定しました。その基準額をもとにした個人の保険料は、毎年の世帯の課税状況や本人の所得に応じて6段階のいずれかに決まります。（下表のとおり）

| 保険料の段階 | 月 額 | 年 額 |
|-----------|--------|---------|
| 第1段階 | 2,250円 | 27,000円 |
| 第2段階 | 2,250円 | 27,000円 |
| 第3段階 | 3,375円 | 40,500円 |
| 第4段階（基準額） | 4,500円 | 54,000円 |
| 第5段階 | 5,625円 | 67,500円 |
| 第6段階 | 6,750円 | 81,000円 |



◆地域包括支援センターについて

≪地域包括支援センターをご利用ください！≫

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する機関で、主任ケアマネジャー・保健師（または看護師）・社会福祉士を中心に支援しています。

次号より、地域包括支援センターではどんなことを行っているのか、役割や具体的な業務をご紹介しますので、積極的にご利用ください。

【連絡先】 大崎町地域包括支援センター（役場保健センター内） TEL：471-7828

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

| | | | |
|------------------|-------------------|--------------|------------------|
| 第1号被保険者（65歳以上の人） | | 4,792人 | 平成25年6月末日 現在 |
| 要介護（支援）認定者 | | 950人 | |
| 給 付 実 績 | 在宅介護サービス費 | 39,510,334円 | 平成25年5月の 給付実績 |
| | 施設介護サービス費 | 56,814,975円 | |
| | その他（介護予防サービス費も含む） | 29,874,510円 | |
| | 介護サービス費 合計 | 126,199,819円 | |